

酒田市社会福祉協議会会報 (全戸配布)

ふれあい

題字・川口遊魚さん

第30号
平26.6.1



▲H26.3.9 酒田市東日本大震災追悼の集い
(「まつばらハミングバーズ・チーム・オーマチーノ」による美しいハーモニー)



も く じ

- 会長あいさつ 2
- 平成26年度事業計画・予算概要 3
- PHOTO社協 写真で見る社協事業 4
- ご存じですか？ 民生委員・児童委員は身近なサポーター② 5
- 生活福祉資金貸付制度 6
- 老人クラブと一緒に楽しい時間を過ごしませんか
ボランティア活動の際には保険にご加入をお勧めします 7
- おしらせ 8

会報「ふれあい」は



赤い羽根共同募金の助成により発行しています。

地域に軸足を置いて、制度の狭間はさまざまを埋めていく



会長 阿部 直善

市民皆様には、日頃より酒田市社会福祉協議会（社協）にご理解、ご協力を賜り、まことにありがとうございます。紙面を介してではありますが、心から感謝申し上げます。

さて、平成二六年度がスタートしていますが、私は、ここから数年間が、地域福祉を推進するうえで、大きな勝負の期間となるように思います。その背景には、「二〇二五年問題」が、いよいよ現実味を帯びてきていることがあります。

二〇二五（平成三七）年の何が問題とされているのか——それは、「団塊の世代」が全員七五歳以上になるからです。この世代は人口が多いだけに、加齢とともに、介護や福祉サービス

の需要がいつそう増加すると見込まれています。そのことについて対処するかが、「超」のつく高齢社会にとって、大きな問題になっているのです。

それでは、本市の二〇二五年はどうなっているのでしょうか。市介護保険課の資料によると、高齢化率が三六・七％に達し、現在と比べておよそ六ポイント上昇すると推計しています。

もちろん、国においても、市においても、さまざまな手立てが講じられる筈です。しかし、介護保険や福祉の制度は、多種多様なニーズにすべて応えられるほど万能ではありません。つまり、各種制度の狭間にあつて、日常生活で困りごとを抱えてしまふ方々をどのようにフォローしていくかが、地域福祉の課題として、まさに今から問われているのです。

私は、社協こそが、この課題に挑戦すべきと考えています。一人の住民の困りごとが、実は

多くの住民に共通するかも知れないこと、ならばそれを地域課題としてとらえ、解決のための仕組みをつくることで制度の狭間を埋めていく、この作業を地域住民の皆様とともに繰り返すことが、地域福祉の推進を本分とする社協の役割だからです。

二〇二五年まで一〇年余り。地域でお互いが支え合う仕組み、しかもその地域の特性に合った仕組みをつくり、まもなくやってくる「その時」に備えたいと思います。のんびりしてはいられません。前段で記したように、ここ数年が勝負です。

平成二六年度、社協はこのような認識で、市や関係団体等と連携・協働しながら地域に軸足を置いて事業に取り組んでまいります。市民皆様には、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※団塊の世代：一般的に昭和二年（二十四年）のベビーブームに生まれた世代を言う

社協会費は、地域福祉推進のために使わせていただいております。

本年度もご協力賜りますようお願い申し上げます。

※会費は人件費には充当しておりません。

社協会費：1世帯 500円/年

支え合いの連鎖で、地域を元気に!!

平成26年度事業計画

1 市民による支え合い活動

新・草の根事業

① 見守りネットワーク支援事業	孤立死を未然に防ぐ 安否確認
② 合同研修事業	学区・地区社協役員等の研修
③ ふれあい(老人)給食事業	一人暮らし高齢者等への手作り弁当・配食、会食
④ 地域あんしん事業	地域での相談事業
⑤ 地域交流事業	コミセンや自治会館等でのサロン開設、世代間交流
⑥ 介護予防講座事業	コミセンや自治会館等での介護予防
新たな地域支え合い活動の仕組みづくり	地域課題の把握、解決に向けた支え合い活動の仕組みづくり
共同募金、日赤	募金活動による支え合い運動の実施

2 高齢者・障がい者等の権利擁護

福祉サービス利用援助事業	認知症等で判断力が低下した方の日常的な金銭管理等の支援
法人後見(成人後見)事業	認知症等で判断できない方の財産管理等を実施

3 低所得者支援

生活福祉資金、たすけあい資金貸付	低所得世帯への貸付相談、申請受付
生活困窮者自立支援法施行対応	自立相談支援体制の受け皿としての準備

4 ボランティア等市民活動の振興・支援

VC公益センター事業、災害訓練	ボランティアの振興、災害VC設置訓練
東日本大震災支援活動	避難者生活支援相談、被災地支援活動のサポートを実施
福祉バス運行	福祉団体、学区・地区社協等の研修に利用

5 相談事業

窓口、心配ごと相談	心配ごと相談所の開設
-----------	------------

6 介護サービス事業

居宅介護、訪問・通所介護 障がい相談支援、地域包括支援センター	ケアマネジメント、ヘルパー派遣、デイサービスセンター(いすみ・松山)、障がい相談支援、包括(にいだ)等
------------------------------------	---

7 広報・顕彰・慰霊事業

広報、功労表彰、戦没者追悼式	会報「ふれあい」の発行、戦没者追悼式 地域福祉活動に尽力された方の表彰
----------------	--

8 適正な法人運営

社会福祉法人運営、本部・支部機能の見直し	適正な事務、会計処理、地域福祉推進体制の強化
----------------------	------------------------

予算概要(平成26年度当初予算)

収入		支出	
事業名	予算額	事業名	予算額
会費	15,715	法人運営	114,768
寄附金	1,000	施設管理運営	9,085
市・県社協補助金	94,463	地域福祉推進事業	17,996
市・県社協受託金	48,024	貸付・相談事業	9,275
事業収入	3,742	共同募金配分金事業	11,638
貸付事業等	5,050	社会福祉基金	47,462
共同募金配分金	11,638	福祉サービス利用援助事業	4,055
介護保険	222,935	福祉・日赤バス管理運営	10,801
自立支援費等	15,400	生きがい活動支援通所事業	1,555
利用料	468	ボランティアセンター	12,182
雑収入	1,050	法人後見事業	936
受取利息配当金収入	971	地域包括支援センター	30,318
経理区分間繰入金収入	78,077	居宅介護支援事業所	34,020
積立預金取崩収入	45,492	訪問介護事業	82,195
その他の収入	6,228	デイサービス事業	167,969
繰越金	4,002	合 計	554,255
合 計	554,255		

社会福祉協議会は、民間福祉団体ですが、社会福祉法に規定された、公的な性格も併せ持つ非営利の団体です。また共同募金、日本赤十字社の事務局としての役割も担っています。

そのため、介護事業を除く事業運営資金の多くを市から補助していただいているほか、市民の皆様から、会費という形でご負担いただいています。共同募金や日赤も含め社協の性格や事業活動に何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

PHOTO
社協

写真で見る社協事業



3.9 酒田市と共催で、東日本大震災追悼の集いを開催しました。

社協ってどんな活動をしているんだろう？ほんの一部ですが、写真を通して紹介します。



3.11 今年で3年目となる「キャンドルナイト」が開催されました。里仁館の事業に参加したもので、市社協ではボランティアのみなさんの力で、総計107個の灯籠をつくり、中町に復興を応援する光を灯しました。



非常時を想定した炊き出し訓練を実施しました。
(写真:松山 山寺地区) 平時の訓練なくしてはいざという時動けません。



平田地区高齢者の交流事業
◀春の「お花見会」
▼「クリスマスパーティ」



講師
▲
さわやか福祉財団
加藤 昌之氏

3.13 浜中学区において、さわやか福祉財団 加藤昌之氏を講師にお招きし、「地域支え合い研修会」が開催されました。地域の互助力(お互い様の心)がますます重要になることを学びました。



▶八幡 一條小学校有志の子どもたちにより「ふれあい給食」のお弁当に添えるプレゼントを作っていました。



ご存じですか？

民生委員・児童委員は身近なサポーター②

②

＊進行する少子高齢化、核家族化社会ですが、本市においても高齢化率が30%を超え、高齢者だけで暮らしている人は約1万人おります。超高齢社会の地域で心配なことは、日常生活に支障をきたしたり、権利擁護が必要な高齢者や障がい者が顕在化していることです。

＊こうした世相の中で地域の絆が薄くなり、孤立することによる「孤独死」が全国的に起きています。酒田市では、昭和60年から、民生委員・児童委員さんと自治会長さんなどが中心になって「一人の不幸も見逃さない」福祉のまちづくりに取り組んできました。

先駆的な地域福祉活動

民生委員は地域の実情を調査し、場合によっては独自の地域福祉活動に取り組むことがあります。

「老人給食のはじまり」

私は民生委員として、一人暮らしの老人宅をおたずねすることが多い。そのつど、お年寄りの寂しそうな様子を感じることがある。なんとか、少しでも明るくする方法はないかと考えているうち、月一回でも給食をお届けできたら喜ばれるのではないかと思い、婦人部長（民生委員）と話し合った。その結果、まず婦人部の活動として実施していこうということになった。

《中略》社協の賛同を得、保健所長からも大賛同をいただき、いろいろのご指導を得た。昭和60年秋から開始した。お年寄りから大変よろこばれた。当初考えたように、地域福祉活動として、地域社会の人びとの協力によってさらに発展させて頂きたいと願っている。

「元酒田市民生委員 故須田礼子さん」
／酒田市社協20周年記念誌より」

この先駆的活動が広がり、今日では、本市のほぼ全域で、単身高齢者世帯などを中心に、学区・地区社協による手作りの「ふれあい給食」が実施されるまでになりました。



▲民生委員と婦人ボランティアによる給食調理風景（平成2年頃）

隣人愛あふれるまちづくり

地域社会の人間関係が薄れる今日、社会から「孤立させない」まちづくりが求められています。心と心を繋ぐもの、それはひとえに「対話」です。民生委員は、担当地域内の多くの方々と話し

合い、「孤独死」を防ぎ、一人の不幸もない安心して住み慣れたまちで生活できるまちづくりを進めています。このように、民生委員・児童委員と社会福祉協議会は、「地域福祉の推進」のため車の両輪として、「自分の町を良くするしくみ」づくりに活動しています。

「すこやかな成長のために」

民生委員は児童委員を兼ねています。（児童福祉法16条）近年は虐待、引きこもりや不登校、いじめ等といった子どもに係るさまざまな課題が顕在化しています。児童委員は、関係機関と緊密に連絡を取り合い、子どもたちの安全を守る環境づくりを行っています。例えば、児童のすこやかな成長のため、子育て中のお母さんの相談にのり、悩み事の解決に必要な情報提供や専門機関を紹介し、子育て家庭の応援、育児不安の解消のための活動を展開しています。

＊民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立つて相談に応じ、必要な援助を行うため日々活動しています。まさしく身近なサポーターなのです。

生活福祉資金貸付制度

この貸付制度は、所得の低い方、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び助長を促進することを目的としています。

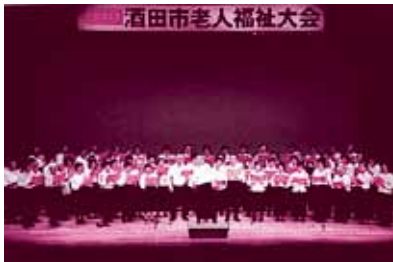
- 利用いただける世帯と所得の基準
- 所得の低い世帯（収入が一定基準以下の世帯・おおむね市民税非課税程度、または生活保護法に基づく生活扶助基準額の2倍以下の世帯収入）
- 障がい者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯で、生活保護法に基づく生活扶助基準額の2・5倍以下の世帯収入）
- 高齢者世帯（日常生活上、

生活福祉資金貸付条件等一覧

貸 金 種 類			貸付条件		
			貸付限度額	据置期間	償還期間
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	月20万円以内 (単身)月15万円以内 (貸付期間:12月以内)	6月以内	20年以内 (借受人の年齢が65歳に達するまで)
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内		
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円以内	6月以内	20年以内
		技能取得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内		8年以内
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内		7年以内
		福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内		8年以内
		障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内		8年以内
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内		10年以内
		負傷または疾病の療養にかかる必要な経費(健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円以内※		5年以内
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円以内※		5年以内
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内		7年以内
		冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内		3年以内
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内		3年以内
		就職、技能取得等の支度に必要な経費	50万円以内		3年以内
		その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内		3年以内
教育支援資金	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	2月以内	8月以内
	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月3.5万円以内 (高専)月6.0万円以内 (短大)月6.0万円以内 (大学)月6.5万円以内	卒業後6月以内	修学期間の3倍程度
			50万円以内		
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の7割程度(月30万円以内)	契約の終了後3月以内	据置期間終了時
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅は5割) ・貸付基本額の範囲内(生活扶助額の1.5倍以内)		

※療養期間が1年を超え1年6ヶ月以内の場合、又は介護サービスを受ける期間が1年を超え1年6ヶ月以内の場合は、貸付限度額は230万円以内。
※不動産担保型生活資金の貸付期間は、借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。

- 介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯で、その世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準額の2倍以下の世帯収入
- 貸付にあたって
- ①世帯単位の貸付(申込者は、原則生計中心者になります) ※会社、団体には貸付を行っていません。
- ②連帯保証人(原則県内在住で満65歳未満の方1名の連帯保証人が必要) ●緊急小口資金・教育支援資金 無利子
- ③貸付利率 ●総合支援資金・福祉資金(福祉費) ●連帯保証人あり ↓無利子 ●連帯保証人なし ↓年利1.5%
- ④他の融資制度の活用が優先
- ⑤民生委員・社会福祉協議会等による支援
- 不動産担保型生活資金 年利3%または毎年4月1日時点の長期プライムレートのうちいずれか低い方
- 問合せ先/酒田市社会福祉協議会(23)5765まで、または各支部までご相談ください。



老人福祉大会「松泉会」の大会唱
上下揃いの制服で



研修旅行 楽しく盛り上がっています



公式ワナゲ大会

Q・老人クラブでは何をしていますのですか？
A・老人クラブはすべての高齢者、世代と交流し、仲間づくりを通して、心豊かな社会を築くことを目的に活動しています。内容は、研修旅行、各種スポーツ大会、美術、芸能発表会、社会奉仕活動などを楽しくやっています。

Q・何が楽しいですか？
A・仲間がみつかります。そして、一緒に活動することで楽しい時間が過ごせます。また、仲間はいざという時に大きな安心になります。

Q・何歳から加入できますか？
A・おおむね60歳から誰でも会員になれます。

Q・どうすれば加入できますか？
A・単位クラブは自宅から徒歩で集まれる地域を単位としてつくられています。常時加入者のご案内をしています。近くに老人クラブがない場合は左記までお問い合わせください。

問合せ先／酒田市老人クラブ連合会(地域福祉センター内)
 電話(26)2424
 または社協支部まで

**老人クラブと一緒に
楽しい時間を過ごしませんか**

ボランティア活動の際には保険にご加入をお勧めします

ボランティア活動中のさまざまな事故によるケガや損害賠償責任を補償します。
活動内容によって加入できる保険が違いますので、下記までお問い合わせください。

●例えばボランティア活動保険の場合…

年間保険料

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		300円	450円
天災タイプ (基本タイプ+地震・噴火・津波)		460円	690円

※天災タイプでは、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例

- ・清掃ボランティア活動中、転んでケガをした。(ケガの補償)
- ・活動に向かう途中、交通事故にあった。(ケガの補償)
- ・活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になった。(ケガの補償)
- ・家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花びんを落としてこわした。(賠償責任の補償)
- ・自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

補償金額(保険金額)

保険金の種類	プラン	Aプラン	Bプラン
死亡保険		1,200万円	1,800万円
後遺障害保険金		1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)
入院保険金日額		6,500円	10,000円
手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
	外来の手術	32,500円	50,000円
通院保険金日額		4,000円	6,000円
賠償責任 の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)	5億円 (限度額)

●申込み、詳しい問い合わせは酒田市ボランティアセンター、または市社協各支部まで

酒田市ボランティアセンター(地域福祉センター内)

酒田市新橋2-1-19

TEL.0234-24-2626 FAX.0234-24-6299

酒田市ボランティアセンター(交流ひろば内)

酒田市中町3-4-5

TEL.0234-43-8165 FAX.0234-26-5617

Email: volunteer@sakata-shakyo.or.jp (共通)

おしらせ

◆広がる善意の輪♥ご寄附ありがとうございました

●酒田市社協へのご寄付

匿名	5,000円
富樫裕司様	電動ベッド一式 シャワーチェアー
匿名	5,000円
月見ヶ丘保育園様	お雛様一式
酒田電気工事協同組合 彩の会様	8,731円
(株)エフワーク酒田事業所様	100,000円
松山中学校ボランティア委員会様	3,938円
松山中学校購買部様	3,844円
酒田市消費者の会様	14,131円
富士見小学校児童会様	20,000円
玉川遠州流(茶道)堀妙子様	3,000円

●指定寄付

がくほれん with 酒田様へ	
吉川恭一様	用紙16,000枚

※平成26年2月21日～4月末直近分

◆悪質商法の被害にあわないために

高齢者の消費者被害に関する相談が全国の消費生活センターに多く寄せられています。70歳以上の相談件数は、2004年度で10万件を超え、2012年度は16万件で、相談に占める割合は19%を占めています。警察庁によりますと、

▶「私は絶対大丈夫」と思っている人ほどだまされやすい!

傾向にあると分析しており、悪質商法被害にあわないポイントをホームページで紹介しています。

- ㊦ まい話を信用しない!
- ㊦ うだんする!
- ㊦ られて返事をしない! すぐに契約しない!
- ㊦ っぱり! はっきり! 断る!

* 不安を感じたときは最寄の警察署、消費生活センター等に迷わず相談して被害にあわないようにしましょう。

酒田市消費生活センター ☎0234-26-5761

◆心配ごと相談(毎月第1・3・5火曜日)

- 時 間 午前9時～正午
- 場 所 酒田市地域福祉センター
新橋二丁目1番地の19
- 電 話 0234-23-5765
相談員は人権擁護委員です。
秘密は堅く守られますので、安心してご相談ください。相談は無料です。

◆萩生田千津子^{ふうみん}&楓民 in 酒田

* 全身不随を乗り越え、奇跡的にカムバックを果たし“車イスの語り部”として活躍する俳優の萩生田千津子さんと、《歌い人 Emmeさん》《奏で人 松本MOCOさん》が紡ぐ魅惑のコラボレーションが開催されます。“生きる力”を呼び起こす感動のステージです。

- と き 7月27日(日)
13:30～15:30
- と ころ 酒田市総合文化センターホール
(全席自由)
- チケット 一般: 2,500円
高校生以下: 1,800円
* みずほ八文字屋及び社会福祉協議会で販売中。
- 連絡先 真島隆／携帯: 080-5485-3659
メール: ciao03@mbn.nifty.com



【発行】

社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会

〒998-0864 酒田市新橋二丁目1番地の19
酒田市地域福祉センター内 ☎23-5765・FAX24-6299
E-mail: shakyo@sakata-shakyo.or.jp
ホームページ: http://www.sakata-shakyo.or.jp/



酒田市社協

検索

八幡支部 ☎64-3765・FAX61-1214 松山支部 ☎62-2843・FAX62-2841
平田支部 ☎52-2260・FAX52-3727